れない場合、決定をしなかった主管庁は、提案された割当てに同意したものとみなされる。

改　4.1.11　同意を求めるために主管庁が原提案を変更した場合、

－　提案の変更が4.1.12によって受領される前に、無線通信局が4.1.3 若しくは4.2.6、本付録第2A条の2A.1.4、同付録第７条の7.1 又は第9.7号に従って受領した他のいずれかの主管庁からの割当て

－　プラン又はリストに入っている、他のいずれかの主管庁の割当て。又は

－　いずれかの他の主管庁の地上業務

については、変更の結果、影響を受け、原提案によって生ずるものよりも、より混信を受けるものとみなされ、本付録第４条の4.1の規定及びこれに伴う手続が再度適用される。

改　4.1.12　上記4.1.5に基づき規定する公表で特定された主管庁との間で同意に至った場合には、新規又は変更した割当てを提案する主管庁は、引き続いて第５条の関連手続を適用することができる。その場合、主管庁は、周波数割当ての最終的な特性及び同意が得られた主管庁の名称とともに、その旨を無線通信局に報告する。

改　4.1.25　同一業務区域の同一チャネルにおける２つの割当て（指定された主管庁群を代表して通告されWRC-2000によりリストに含まれたシステムは含まず。）を既にリストに有する主管庁が、この同一業務区域の同一チャネルに対する新規割当てをリストに含めるよう提案する場合、この同一チャネルにおける割当てをリストに有しておらず、割当てを新規にリストに含めるよう提案している他の主管庁に対し、以下を適用することとする。

a)　前者の主管庁が提案する新規割当てを後者の主管庁が提案する割当てにより生じる混信から保護するために、前者の主管庁の同意が後者の主管庁による第4.1節の適用の後に必要である場合、両主管庁は、各々の通信網に対する互いに許容できる調整を行うことにより、問題の解決のために可能な限り努力する。

b)　同意に至らないまま、前者の主管庁が決議第49(WRC-15、改)の第２附属書に定める情報を無線通信局に通知しない場合、当該主管庁は、後者の主管庁の割当てをリストに含めることに同意したとみなされる。

4.2　第二地域に適用する規定

改　4.2.6bis　4.2 の規定の適用により得られる第二地域プランの割当ての使用を開始する一定の期限は、以下のいずれかの場合の打上げ失敗により一度だけ最大３年間延長することができる。

－　割当ての使用を開始しようとしていた衛星の破壊。

－　別の割当ての使用を開始するために再配置しようとする予定の、既に運用中の衛星を代替するために打上げられた衛星の破壊。

－　衛星は打上げられたが、割り当てられた軌道位置に投入できない。

この延長が認められるためには、打上げ失敗が付録第４号の完全な情報の受領日後から５年以降に起きたものでなければならない。一定の期限の延長期間は、最大延長期間の３年と、打上げ失敗の日から一定の期限の終了日までの残りの期間との差を超えてはならない[1]。この延長を有効なものとするために、主管庁は打上げ失敗から１か月又は2003年７月５日から１か月のいずれか遅い方の期間内に、当該失敗を書面で無線通信局に通知し、4.2.6 の一定の期限が終了するまでに次の情報を無線通信局に提供する。

－　打上げ失敗の日付。

－　打上げ失敗した衛星に関して、割当てのための決議第49（WRC-15、改）で要求されている真正性情報。ただし、その情報がまだ提供されていない場合に限る。

延長請求から11か月後に、主管庁が決議第49（WRC-15、改）の最新版に基づく情報を無線通信局に提供しなかった場合、無線通信局は速やかに通告主管庁に対し督促状を送付する。延長請求から１年以内に、主管庁が調達中の新しい衛星について決議第49（WRC-15、改）に基づく最新情報を無線通信局に提供しなかった場合、関連する周波数割当ては失効する。

第５条　放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当ての通告、審査及び国際周波数登録原簿への記録[18]

5.2　審査及び記録

改　5.2.10　国際周波数登録原簿に記録され、第一地域及び第三地域のリストにある宇宙局から発する宇宙局の周波数割当ての使用が６か月を超える期間停止される場合は、通告主管庁は、無線通信局に対しその使用が停止された日付を通知しなければならない。登録された割当てを再開するときは、通告主管庁は、できるだけ速やかに、その旨を無線通信局に通知しなければならない。この規定に基づき送付された情報を受領した際に、無線通信局はその情報をできるだけ速やかにITUのウェブサイトで利用できるようにするとともに、無線通信局のIFICでそれを公表する。登録された割当てが使用に復する[20bis]日付は、周波数割当ての使用を停止した日から遅くとも３年以内でなければならない。ただし、通告主管庁がその使用を停止した日から６か月以内に停止したことを無線通信局に通知することを条件とする。通告主管庁が周波数割当ての使用を停止した日から６か月以上後に無線通信局に停止を通知した場合、この３年の期間は減ぜられ、６か月の終了日から無線通信局が停止の通知を受けた日の間に経過した日数分を３年の使用休止期間から差し引くこととする。通告主管庁が周波数割当ての使用を停止した日から21か月以上後に無線通信局に停止を通知した場合、周波数割当ては取り消される。

改　[20bis]　静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ての使用再開の日付は、以下に規定する90日間の開始日でなければならない。静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ては、その周波数割当てを送信又は受信する能力を有する静止衛星軌道の宇宙局が、90日間継続して通告された軌道位置に配置され保持される場合に、使用が再開されたものとみなす。通告主管庁は90日間の最終日から30日以内に無線通信局に通知しなければならない。決議第40(WRC-15)を適用する。

改　5.2.11　第一地域及び第三地域のリストにある登録周波数割当ての使用が、上記5.2.10の適用によって生じる停止期間以内に再開されない場合は、割当てに4.1.26又は4.1.27が適用される場合を除き、無線通信局は国際周波数登録原簿及びリストから割当てを取り消さなければならない。

5.3　登録原簿の記入事項の削除

改　5.3.1　通告された周波数の割当てで本付録第４条の手続が適用になり 5.2.7 によって暫定的に記録されたものは、どれも本付録第４条の4.1.3 、4.1.3bis、4.2.6又は4.2.6bisによって定められている期間が終了するまでには使用が開始されなければならない。5.2.7 によって暫定的に記録されたその他の周波数割当ては、どれも通告に特定されている期日までに使用が開始される。無線通信局は、通告主管庁から5.2.8によって割当ての使用開始を通知されない限りは、通告されている使用開始の日又は本付録第４条の4.1.3 、4.1.3bis、4.2.6若しくは4.2.6bisによって定められている規制期間の終了時のうち適切な方の15日前までに、規制期間内に割当ての使用が開始されていることの確認を求める照会状を送る。無線通信局は、通告された使用開始の日又は本付録第４条の4.1.3 、4.1.3bis、4.2.6又は4.2.6bisによって定められている期間のうち適切な方の後30日以内に確認を受領しなかった時には、登録原簿への記載を取り消す。

改　第11条　第三地域における11.7-12.2GHz帯及び第一地域における11.7-12.5GHz帯の放送衛星業務のためのプラン

11.2 プランの備考欄の標識子のための記述

1　WARC SAT-77の文書に記載されたイスラム番組の専用とする。

2　未使用